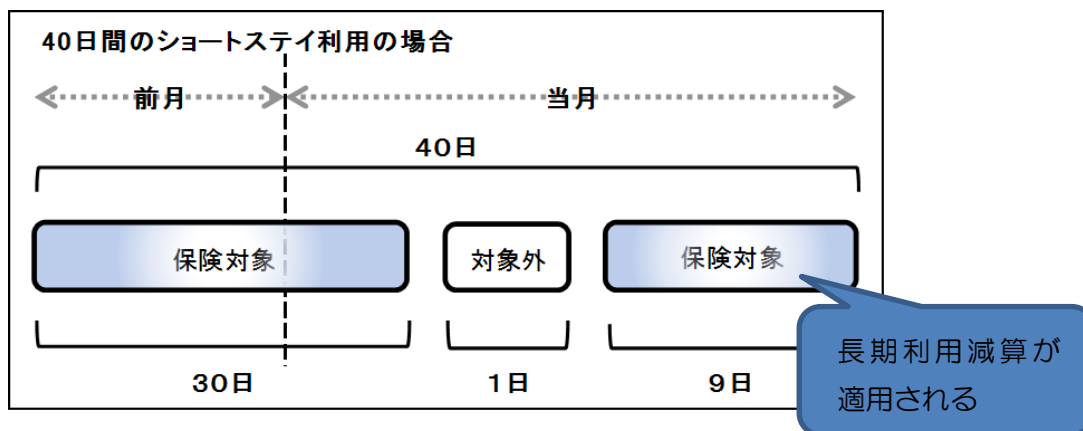


認定期間の半数を超えるショートステイ利用について

鴻巣市 介護保険課

◆ショートステイ利用の基本原則

- ① ショートステイは、あらかじめ期間を定めて利用するものです。
- ② 利用日数は、認定有効期間のおおむね半数を超えないことを目安とします。
 ※やむを得ない理由があり、認定有効期間の半数を超えて利用する場合は、**「ショートステイ日数超過申請書」**を市に提出してください。
- ③ 連続30日を超える利用については、介護保険適用外となります。
 31日目以降は、利用者の全額自己負担になります。例外はありません。
 月をまたいで利用する場合は、前月からの利用日数を含めて日数を数えてください。
- ④ ショートステイの費用については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、施設サービス費と比較して報酬が高く設定されている。こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用した場合には、連続30日を超えた日から減算となる。(短期生活長期利用者提供減算)



◆市への特例申請

- 認定有効期間の半数を超えて利用する場合は、①～⑤の書類(写しも可)を市に提出してください。
 (申請の時期：半数を超えることが明らかとなった時点で申請をしてください。)

① ショートステイ日数超過申請書	ショートステイの必要性について、詳しく記入してください。
② ケアプラン第1表	
③ ケアプラン第2表	
④ ケアプラン第4表	ショートステイの必要性について議論したもの。
⑤ ケアプラン第5表(支援経過)	ショートステイ利用の必要性がわかる部分のみでかまいません。

- 課内で検討の上、後日特例申請の認・否認について連絡をします。
 特例許可が認められた場合は、支援経過(第5表)等に申請日、許可日を記入してください。

また、次のような場合には、その都度特例の申請が必要となります。

- ① 認定更新、区分変更後、利用日数が、認定有効期間の半数を超えることが明らかになったとき。
- ② 居宅介護支援事業所が変わったとき(同一事業所内でケアマネジャー交代時は申請不要)

●提出場所

鴻巣市役所 介護保険課 (支所福祉グループへの提出は原則受け付けません)